

## 【対象施設（店舗）一覧表】

		対象施設（店舗）
1	飲食店、喫茶店	飲食店（レストラン、居酒屋、料理店等）
2		喫茶店（カラオケ喫茶含む）
3	※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	1～2以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
4	遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店  ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外	キャバレー
5		ナイトクラブ
6		ダンスホール
7		スナック
8		バー
9		ダーツバー
10		パブ
11		サロン
12		ホストクラブ
13		ディスコ
14		出会い系喫茶
15		カラオケボックス
16		ライブハウス
17		4～16以外のその他遊興施設

### <支給対象外事業者（例）>

以下に該当する事業者は食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていても、大阪府の上記要請の対象外であることから、本協力金の支給対象外となりますのでご注意ください。

- (ア) 惣菜、弁当など持ち帰り専門の店舗
- (イ) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (ウ) スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く）
- (エ) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー